

所管 : 農林水産省 北海道農政事務所 北海道現地対策本部

文書名 : 新型コロナウイルス感染症発生時の対応に係る農漁業、卸売市場関係者向けガイドライン（北海道版）について

リンク : https://www.maff.go.jp/hokkaido/n_coronavirus_guideline.html

適用者 : 酪農家、水田・畑作等農家、漁業者、卸売市場

【記載項目抜粋】

新型コロナウイルス感染者が発生してしまったら

人への感染拡大を防止するため、
消毒を徹底してください。

必要な箇所を、「**新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について**（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」で**推奨される方法**（水及び石鹼による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、手指用以外の界面活性剤（洗剤）、次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）、**亜塩素酸水**）**により消毒**をしてください。